

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 2月18日
【会社名】	山崎製パン株式会社
【英訳名】	YAMAZAKI BAKING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯島 延浩
【本店の所在の場所】	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
【電話番号】	03(3864)3111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 横濱 通雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
【電話番号】	03(3864)3111(代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 横濱 通雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1【提出理由】

当社は、平成25年2月14日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社デイリーヤマザキ（以下、「デイリーヤマザキ」といいます。）を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約書を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．特定子会社の異動に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社デイリーヤマザキ
住所	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 水野渉
資本金の額（百万円）	2,160
事業の内容	コンビニエンスストア事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：4,320,000個

異動後： - 個（吸収合併により消滅）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前：100%

異動後： - %（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社であるデイリーヤマザキを吸収合併することにより、同社が消滅することになるものです。

異動の年月日

平成25年7月1日（吸収合併の効力発生日）

2．吸収合併に関する事項

（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手方についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社デイリーヤマザキ
本店の所在地	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

代表者の氏名	代表取締役社長 水野渉
資本金の額（百万円）	2,160
純資産の額（百万円）	700（単体）（平成24年12月31日現在）
総資産の額（百万円）	53,821（単体）（平成24年12月31日現在）
事業の内容	コンビニエンスストア事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
（単体）

事業年度	平成22年12月期	平成23年12月期	平成24年12月期
売上高（百万円）	69,807	74,932	73,595
営業利益又は営業損失（ ） （百万円）	909	125	691
経常利益又は経常損失（ ） （百万円）	451	341	1,275
当期純利益又は当期純損失（ ） （百万円）	19	2,686	34

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の 持株数の割合（％）
山崎製パン株式会社	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はデイリーヤマザキの発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社の取締役3名が同社の取締役を、当社の取締役1名が同社の監査役を兼任しております。
取引関係	当社とデイリーヤマザキの間では、当社製品の販売、ソフトウェア投資の支援、建物の賃貸、デイリーヤマザキからの商品の仕入等の関係があります。

(2) 当該吸収合併の目的

デイリーヤマザキは、当社グループのコンビニエンスストア事業を行う完全子会社として、日本全国に「デイリーヤマザキ」1,544店、「ヤマザキデイリーストア」104店、合計1,648店(平成24年12月31日現在)を展開しております。昨今、コンビニエンスストア業界におきましては、上位チェーンの積極的な出店やPB商品の拡充もあり、経営環境は急速に厳しさを増しており、デイリーヤマザキも店舗の売上不振により急速に業績が悪化してまいりました。今後、寡占化が進む中でチェーン間の規模の格差が広がり、デイリーヤマザキの各店舗は、これまで以上に激しい競争にさらされることが予想されます。

このような状況下、当社は、平成25年7月1日をもってデイリーヤマザキを当社に吸収合併することといたします。この合併により、当社は、吸収合併したデイリーヤマザキ事業を当社営業部門の一部に組み入れ、コンビニエンスストア機能を有する自社業態として当社の小売部門と連携して効率化をはかるとともに、当社グループ各社との緊密な協力体制を築きあげ、当社グループの総力を結集して業績向上を期してまいります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、デイリーヤマザキは解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、デイリーヤマザキの発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の変更はありません。

その他の吸収合併契約の内容

平成25年2月14日に締結した吸収合併契約の内容は、後記の通りです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	山崎製パン株式会社
本店の所在地	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 飯島延浩
資本金の額（百万円）	11,014
純資産の額（百万円）	230,099（単体）（平成24年12月31日現在） 263,116（連結）（平成24年12月31日現在）
総資産の額（百万円）	459,299（単体）（平成24年12月31日現在） 655,708（連結）（平成24年12月31日現在）
事業の内容	パン、和洋菓子の製造販売

合併契約書

山崎製パン株式会社（以下「甲」という。）および株式会社デイリーヤマザキ（以下「乙」という。）は、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。)

（商号および住所）

第2条 甲および乙の商号および住所は、次の各号に掲げるとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：山崎製パン株式会社

住所：東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

乙：吸収合併消滅会社

商号：株式会社デイリーヤマザキ

住所：東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

（合併に際して交付する金銭等）

第3条 甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して、甲は、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式および金銭を含む。）の交付を行わない。

（資本金および準備金の額に関する事項）

第4条 本合併に際して甲の資本金および資本準備金は増加しない。

（吸収合併の効力発生日）

第5条 本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

（株主総会）

第6条 甲および乙は、平成25年3月31日までに、それぞれ株主総会を開催し、本契約および本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

（会社財産の引継ぎ）

第7条 乙は、平成24年12月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

2 乙は、平成24年12月31日から効力発生日に至るまでの乙の資産、負債および権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

（従業員の処遇）

第8条 甲は、効力発生日において、乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、甲および乙が協議の上、これを決定する。ただし、本合併に際して乙から甲に承継された従業員が将来甲を退職する場合の退職慰労金は、当該従業員の乙における勤続年数を甲における勤続年数と通算して算出するものとする。

（会社財産の管理等）

第9条 甲および乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ

の事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙が協議し、合意の上、これを実行する。

(合併条件の変更および本契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲および乙は、速やかに協議し合意の上、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、効力発生日の前日までに、甲または乙の株主総会の決議による本契約の承認または法令に基づき本合併に必要とされる関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月14日

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

甲 山崎製パン株式会社

代表取締役社長 飯島 延浩

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

乙 株式会社デイリーヤマザキ

代表取締役社長 水野 渉